

平成28年度使用料等審議会 ご意見・ご質問の結果（手数料）

NO	分類	ご意見・ご質問	市の考え方
6	手数料	<p>【ご意見】</p> <p>○据置が妥当であると考えます。他市とのバランス等もありますので、現段階でよろしいのではないかと考えます。</p>	<p>(事務局)</p> <p>ご指摘のとおり今後も他市とのバランス等を考慮し、適正な手数料の見直しに努めてまいります。</p>
7	手数料	<p>【ご質問】</p> <p>●放置自転車、原動機付自転車の撤去料とは民地に放置されたものを所有者が市に撤去を依頼した場合にかかる料金のことか？</p>	<p>(地域安全課)</p> <p>市が撤去する放置自転車（原動機付自転車）は、公共の場所、道路、駅前広場その他の公共の用に供する場所に放置（※1）されている場合です。</p> <p>放置禁止区域（※2）に放置されている場合は即日、それ以外の公共の場所に放置されている場合は一定期間（1週間）警告し、なお放置されているときは、撤去いたします。</p> <p>民地にある場合や、必要なくなった自転車等を処分したい等の場合は、撤去や移送は致しません。その場合は民地の管理者や所有者に処分をして頂きます。</p> <p>撤去した自転車等は1週間、一時保管場所に保管され、1週間経過後に撤去自転車等保管所に移送されます。移送された日から2か月間、保管致します。保管期間中に自転車の防犯登録ナンバーを各警察署に照会し、自転車の持ち主の方に撤去されていることをはがきで通知いたします。引取りの際に手数料を徴収いたします。</p>

平成28年度使用料等審議会 ご意見・ご質問の結果（手数料）

NO	分類	ご意見・ご質問	市の考え方
7 続 き			<p>ただし、盗難され、盗難届を警察署に届け出ている場合は、撤去手数料は免除となります。</p> <p>※1 東村山市自転車等の放置防止に関する条例第2条第3号に「放置」とは、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう、と規定されています。</p> <p>※2 通行の障害を除去するとともに、災害時における緊急活動の場を確保するために必要と認める時は、放置禁止区域を指定することが出来ます。</p>
8	手数料	<p>【ご質問】</p> <p>●動物死体の処分とは依頼者による持ち込みか？</p>	<p>(管理課)</p> <p>その通りです。</p>
9	手数料	<p>【ご質問】</p> <p>●動物死体の回収処分で、公道等放置された死体は飼い主不特定が殆どであると思われるが、依頼者に手数料を求めるのか？</p>	<p>(管理課)</p> <p>飼い主不明の場合は手数料を取りません。ペットの所有者が処分を依頼した場合に手数料を徴収します。</p>
10	手数料	<p>【ご質問】</p> <p>●ごみ処理の算定コストの減価償却費は秋水園リサイクルセンター等の建物、炉などの償却費全体を含むのか？</p>	<p>(管理課)</p> <p>各々のごみの品目毎に、それぞれが使用している建屋の減価償却費を含めています。</p>

※「諮問の考え方について」は、ご意見・ご質問がございませんでした。